

CM 選奨 2026 募集要項

1. 目的・対象・表彰

【目的】

コンストラクション・マネジメント（CM）を活用した事例（以下プロジェクト）を幅広く募り、優れた成果をあげた業績を選奨して共有するとともに、CMの普及発展、健全な建設生産システムの再構築、倫理観を持ったプロフェッショナルの育成に資することを目的とします。

【対象】

- ① 公共・民間、土木・建築、住宅・非住宅、新築・改修、建設分野のコンサルティングなど、CMの領域において優れた成果をあげたプロジェクト（実在したもの）を対象とします。
- ② 専業CMの業績に限定せず、発注者、設計者、総合建設業者、専門工事業者、研究者・学生等、プロジェクトに参画する多様な職能によるCMの実践事例も含まれます。
- ③ CM選奨2026における応募及び表彰区分は、「CM選奨」と「CM部門賞」とします。
- ④ CM選奨2026のCM部門賞は、「まちなかプロジェクト部門賞」として「生活関連領域」におけるCM取組事例を広く募集します。
- ⑤ 「まちなかプロジェクト部門賞」は、専用住宅、併用住宅、商店、事務所、まち工場、公民館、集会場、診療所、飲食店など、生活関連領域におけるプロジェクトを主たる募集対象とします。まちなかプロジェクトについては、プロジェクトの計画地や所在地を厳密に問うものではありません。
- ⑥ CM選奨及びCM部門賞に共通して、学術研究の成果としての応募は、本募集要項に即しており、かつ実在のプロジェクト事例が包含されているものであれば、応募を受付けることとします。
- ⑦ プロジェクトの場所は、国内外を問いませんが、応募者は日本国内の法人・組織および個人とします。
- ⑧ 応募に際して不明点があり、応募可否の判断が難しい場合は、CM選奨事務局に確認ください。

【表彰】

■ CM選奨（優秀賞と特別賞はCM選奨受賞プロジェクトから選定します）

CM選奨… CMの手法を活用し、良好な成果を上げた業績を対象とします。

優 秀 賞… 「総合的に優れた成果を上げた業績」を対象とします。

特 別 賞… 「優れた特徴を持つ業績」を対象とします。

■ CM部門賞

まちなかプロジェクト賞…

「生活関連領域」においてCM手法を活用し、良好な成果を上げた業績を対象とします。

2. 審査の視点

【発注者ニーズに対する理解】

- ・CMRは、委託者（以下発注者）から何を期待されていると理解したか
- ・発注者の期待に対して、受託者（以下CMR）が参加することの利点、CMRの役割等をどのよう

に提案したか

【プロジェクトの目標設定と CMR の目標設定】

- ・発注者の期待を CMR としてどのように整理し、プロジェクトの目標をどのように設定したか
- ・設定されたプロジェクトの目標に対して、CMR の業務目標と業務スコープをどのように設定したか

【課題の抽出と取り組み手法】

- ・目標達成に向けて、CMR だけでなく設計者・施工者等を含むプロジェクト関係者全体を俯瞰して、より具体的な課題をどのように抽出したか
- ・抽出された課題の解決に向けて、どのような取り組み手法を提案し、どのように関係者との協力体制を築いたか、また自ら実行したか

【目標達成度とプロセス評価】

- ・プロジェクトの目標の達成度、CMR の業務目標の達成度、取り組み手法の有効度をどのように評価できるか
- ・発注者及びその他のプロジェクト関係者は、CMR の業務成果とプロセスをどのように評価しているか

3. 応募方法

【応募資格】

- ① 本選奨への応募に際して、応募プロジェクトに関わる CM 業務の発注者、当該プロジェクトの目的物の所有者、その他応募資料の開示等に関して利害関係や著作権等を有する者等、本選奨への応募及び受賞した場合の応募資料の開示等（応募資料は、本要項の「5.受賞候補者への内示、受賞候補者に求められる手続き」にある通り、受賞後の開示資料（詳細版）となること等）につき必要な関係者全員から許諾を得ていること。なお、提出後の応募内容の変更は原則不可とするので、外部公開に配慮した応募資料の作成とすること。
- ② 上記①について、許諾された内容と相手先（法人・団体・個人）を別途定める書式に記載して、応募資料と共に提出されていること。
- ③ 日本 CM 協会の会員資格の有無は問いません。
- ④ 業務を完了し、契約上の責務を終結した時から応募の時までの期間が3年を超えないものとします。
- ⑤ 過去に応募歴のある事例の再応募も可とします。
- ⑥ 同一応募者からの応募件数は、最多 3 件までとします。（法人・組織に所属する個人が応募する場合、所属する法人・組織からの応募数と合算します。共同・連名の場合には、応募者ごとに合算します。）
例えば、CM選奨の応募2件と CM 部門賞の応募1件の合計3件の応募は可能ですが、CM 部門賞の応募事例は、CM選奨の審査対象にはなりません。また、CM選奨の応募事例は、CM 部門賞の審査対象にはなりません。
- ⑦ CM 部門賞については、上記①～⑥による他、発注者が個人、或いは中小企業庁の定める中小企業者、または小規模企業者であることを原則とします。

【応募方法】

- ・応募資料は、別添の CM 選奨応募書式、或いは CM 部門賞応募書式に則して作成してください。
- ・応募受付期間は、2025 年 10 月 15 日（水）～2025 年 11 月 21 日（金）とします。
- ・応募予定者からの募集要項及び応募書式についての質疑は、CM 選奨事務局宛に E-mail で送付ください。 質疑の宛先：CM 選奨事務局 E-mail sensyo@cmaj.org
- ・質疑受付期間：2025 年 10 月 15 日（水）～2025 年 10 月 23 日（木）厳守ください。
- ・回答は日本 CM 協会ウェブサイトに掲載します。 回答掲載予定：2025 年 10 月 28 日（火）。
- ・メールタイトルと本文冒頭に【CM 選奨 2026：質問】_所属会社（組織）_担当者名を明記ください。
- ・質問は番号を付与してください。回答は、同じ内容をまとめて回答します。質問者の氏名は公開しません。
- ・電話や F A X など電子メール以外での質問と受付期限以降に到着した質問には、原則お答えできないので留意ください。
- ・応募資料は、日本 CM 協会ウェブサイトから「CM 選奨 2026 応募書式」及び「同 CM 部門賞応募書式」をダウンロードし、必要事項を記入ください。（説明本文は日本語で記載ください）
- ・応募は、日本 CM 協会ウェブサイトの応募ページの指示に従い入力およびアップロードしてください。
- ・提出された書類とデータ類は返却しません。

4. 審査方法、審査委員

【審査方法】

審査委員会は、2025 年 12 月～2026 年 2 月の間に、以下の内容で原則計 3 回の開催を予定します。

○ 第 1 回審査委員会

- ・応募資料を各審査委員へ配布し、「2.審査の視点」に基づき、採点要領の確認、各審査委員間における審査の目線合わせを行います。
- ・各審査委員にて、応募資料の読み込みと第 1 次審査を開始します。

○ 第 2 回審査委員会

- ・各審査委員の第 1 次審査結果を開示し全員にて協議し、第 2 次採点を行い、結果を取り纏めます。
- ・第 2 次採点にもとづき CM 選奨候補を選定、さらに CM 選奨候補より優秀賞・特別賞の候補を選定します。
- ・CM 部門賞応募資料を各審査委員へ配布し、「2.審査の視点」に基づき、採点要領の確認、各審査委員間における審査の目線合わせを行います。

○ 第 3 回審査委員会

- ・第 2 回審査委員会で選定された優秀賞・特別賞の候補に対するヒアリングを実施します。
- ・ヒアリング後に審査委員で協議し、CM 選奨・優秀賞・特別賞・部門賞を内定します。
- ・オンラインによる審査会及びヒアリングとなる場合は、応募者に対し別途通知します。
- ・追加資料の提出、当協会本部でのヒアリング出席に要する費用は応募者の負担とします。
- ・審査委員会の審査結果は、2026 年 3 月の理事会で了承された後に正式決定となります。

【審査委員】（審査委員は追加、変更される事があります）

[委員長] 高口 洋人 早稲田大学理工学術院 教授
横川 貢雄 株式会社日刊建設工業新聞社 常務取締役編集局長
種本 優美 レンドリース・ジャパン株式会社 シニア・プロジェクト・マネジャー
菊池 嘉明 野村不動産株式会社 都市開発第一事業本部建築部 専任部長
齋藤 志津夫 株式会社日本設計 常務執行役員
石原 康弘 公益社団法人土木学会 建設マネジメント委員会 副委員長
小原 隆 日経 BP 総合研究所 社会インフララボ 上席研究員
岩崎 信昭 UR 都市機構 東日本都市再生本部 都心業務部 担当部長
寺島 敏文 一般社団法人日本建設業連合会 常務執行役

※審査委員が応募事例に利害関係を持つ場合は、当該事例の審査には関与しません。

5. 受賞候補者への内示、受賞候補者に求められる手続き

【内示】

- ・受賞候補となった応募者には、第2回審査委員会後に（2026年1月末頃）CM選奨受賞候補として選定されたことを内示します。
- ・優秀賞、特別賞、部門賞の受賞内定者には、第3回審査委員会後に通知します。
- ・CM選奨及び同部門賞の受賞内定者は、2026年3月16日（月）までに以下の【手続き1、2】を完了ください。なお、期日までに【手続き1、2】が未了の場合は、受賞を辞退したものとみなします。

【手続き1】（開示資料作成）

- ① 受賞プロジェクトは、CM手法の発展と普及に資する優れた事例として公開しますので、受賞候補内示の段階でその開示資料の作成を依頼するものです。
- ② CM部門賞は、原則、応募資料をそのまま公開しますので開示資料の作成は不要です。ただし、提出後の応募内容の変更は原則不可とします。
- ③ 開示資料は、詳細版（応募の書式3以降の全て）及びダイジェスト版（A3版タテ1ページ相当）とします。
 - ・詳細版は、協会会員（及びCMガイドブック購入者）限定閲覧を可として協会HPに掲載します。
 - ・ダイジェスト版は、表彰式での展示と一般の閲覧を可として協会HPに掲載します。
 - ・ダイジェスト版の構成は任意ですが、A2版パネルで表彰式会場に展示されることを想定し、書式3【基本情報】および書式4の【全体像を伝える図版】は必ず転載し、テーマ1から4の記述内容をバランス良く記載してください。
 - ・詳細版は応募書式3以降の全てについて応募時の内容での開示を原則とします。やむを得ない理由により応募後に関係者の権利保護の必要が発生した場合は記述の部分的な修正を可とします。この場合は、別途内定者にお知らせする指定日時までにCM選奨事務局に連絡ください。
 - ・開示用資料は、無償で作成、提出いただきます。
- ④ 応募資料・情報等の取り扱いについて
 - ・応募者は、受賞した場合、応募資料（写真・図版等を含む。）を日本CM協会が広報・普及活動において利用すること（以下「日本CM協会の利用」という。）を許諾するとともに、応募資料の所

有者、著作権者等の権利者からも、日本CM協会の利用について許諾を得るものとします。ただし、応募資料を協会の出版物（CMガイドブック、協会機関誌等）に掲載する場合には、掲載内容について応募者へ確認します。

- ・写真撮影者等のクレジット表記が必要な場合は、事前にCM選奨事務局まで連絡ください。
- ・本要項における資料・情報の取り扱いについて、不明点がある場合には事前にCM選奨事務局に相談してください。

【手続き2】（受賞者名届出）

- ・受賞候補となった応募者には、受賞希望者名（表彰状へ記載する名義）を届出ください。
- ・CM選奨事務局から電子メールで送信された書式に受賞希望者名を記入し、CM選奨事務局宛に電子メールで返信します。宛先：CM選奨事務局 E-mail sensyo@cmaj.org
- ・受賞希望者名は、原則として発注者（委託者）及びCMR（受託者）とし、各者が連名で応募の場合は連名で1者と扱います。

6. 正式通知、表彰事務手数料、表彰式

【正式通知】

- ・CM選奨事務局は、本選奨の内示を受け2026年3月16日（金）までに上欄5. の手続きを完了された応募者に2026年4月初旬に表彰の正式通知を行います。

【表彰事務 手数料】

- ・正式通知を受けた応募者は、表彰事務手数料（受賞1件あたり25,000円）を納付してください。
- ・振込は、正式通知と同時に送付される請求書（PDF形式）に記された口座に2026年5月16日（水）までに完了してください。
- ・振込手数料は応募者の負担とします。

【表彰式】

- ・表彰式は2026年6月18日に予定の当協会の定時総会に引き続いて行います。（於建築会館ホール）
- ・表彰式では、上記のダイジェスト版を当協会の費用でA2版に拡大し、パネル化して会場に展示します。
- ・展示パネルの保管及び処分は当協会が行います。
- ・表彰式終了後、交流会を開催します。
- ・正式通知を受けた応募者は、CM選奨事務局からの正式通知と同時に送信された書式に以下の事項を記入して2026年5月7日（木）までにCM選奨事務局宛に電子メールで返信してください。

宛先：CM選奨事務局 E-mail sensyo@cmaj.org

プロジェクト名称

表彰式および交流会への参加予定者氏名

表彰式登壇予定者（1名）の氏名

7. 主催・後援

【主催】一般社団法人 日本コンストラクション・マネジメント協会

【後援】国土交通省

8. その他

- ・応募数が想定数を大幅に超過した場合は、審査スケジュール等を変更する場合があります。その際には、当協会ホームページで告知するとともに応募者に連絡します。
- ・「6.正式通知、表彰事務手数料、表彰式」 【表彰式】欄に記載のパネル展示及び交流会は、当協会の都合で行わない場合があります。
- ・応募者の応募もしくは受賞又は受賞後の日本 CM 協会の応募資料の利用に関して、万が一第三者からクレーム等があった場合には、当協会は一切の責任も負担も負わず、一切の責任及び負担は応募者にあるものとし、応募者の負担と責任において一切を処理するものとします。 また、当該クレーム等により、日本 CM 協会に損害（弁護士費用を含む）が生じた場合、応募者は、日本 CM 協会に当該損害を賠償するものとします。